

四日市市告示第166号

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱を次のように定める。

平成27年 4月 1日

四日市市長 田中俊行

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために必要な事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する家庭生活支援員（以下、「支援員」という。）を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する母子家庭等日常生活支援事業及び同法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに同法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。

2 この要綱において、「児童」とは、満20歳に満たない者とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、四日市市とし、この事業の一部又は全部を母子・父子福祉団体等に委託することができる。

(対象家庭)

第4条 事業の対象は、次の各号すべてに該当するひとり親家庭等で市長が必要と認めた世帯とする。

(1) 生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、又は児童扶養手当支給水準の所得状況の世帯

(2) 次に掲げるいずれかの事由により一時的に生活援助又は子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯。

ア 自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）

イ 社会通念上、子育て支援または生活援助が必要と認められる事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等）

ウ 生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている。

(支援の内容)

第5条 支援の種類は子育て支援または生活援助とし、支援の内容は、次に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

- (1) 乳幼児の保育
 - (2) 児童の生活指導
 - (3) 食事の世話
 - (4) 住居の掃除
 - (5) 身の回りの世話
 - (6) 生活必需品等の買い物
 - (7) 医療機関等との連絡
 - (8) その他市長が必要と認める用務
- (事業の実施場所)

第6条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助
 - ひとり親家庭等の居宅
 - (2) 子育て支援
 - ア 支援員の居宅
 - イ 職業訓練のための講習会等を受講している場所
 - ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所
- (対象世帯の認定と登録)

第7条 第4条に規定する条件を満たすひとり親家庭等で、この事業による支援を受けようとする世帯の者は、あらかじめ家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書（第1号様式。以下「派遣対象世帯認定申請書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、派遣対象世帯認定申請書の内容を審査し、相当と認めるときは家庭生活支援員派遣対象世帯認定通知書（第2号様式）を、不相当と認めるときは家庭生活支援員派遣対象世帯不承認通知書（第3号様式）を用いて申請者に通知するものとする。

3 第2項で相当と認められた家庭は、家庭生活支援員派遣対象世帯名簿（第4号様式。以下「派遣対象世帯名簿」という。）に登録し、これに登録された者は、登録時の内容に変更があった場合は、速やかに市長にこれを届け出なければならない。

(支援員の選定と登録)

第8条 市長は、次の要件を備えている者から家庭生活支援員登録申請書（第5号様式。以下「支援員登録申請書」という。）が提出されたときは、支援員登録申請書及び次の要件が確認できるものに基づいて選定し、相当と認められる場合は、家庭生活支援員認定通知書（第6号様式）により申請者に通知し、家庭生活支援員登録名簿（第7号様式）に登録するものとする。

- (1) 生活援助
 - ア 旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者
 - イ 厚生労働省が定める生活援助に関する一定の研修、またはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

(2) 子育て支援

ア 保育士の資格を有する者

イ 厚生労働省が定める子育て支援に関する一定の研修、またはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

(支援員派遣の手続)

第9条 派遣対象世帯名簿に登録され支援員の派遣等を希望する者（以下「利用者」という。）は、家庭生活支援員派遣申込書（第8号様式。以下「派遣申込書」という。）を市長へ提出するものとする。ただし、書類による事前申込が真に困難な場合は、電話による申込も受け付けるものとする。この場合においては、承認を受けたのち速やかに派遣申込書を提出するものとする。

2 市長は、前項の申込を受けた場合には、当該申込の内容を確認の上、速やかに支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合は、家庭生活支援員派遣決定通知書（第9号様式）を用いて当該利用者に通知するとともに、日常生活支援依頼書（第10号様式）を用いて支援員へ通知する。

3 市長は、前項において支援員の派遣等が認められない場合及び支援員の協力が得られない場合は、家庭生活支援員派遣不承認通知書（第11号様式）を用いて当該利用者に通知する。

(支援員派遣の変更又は中止の連絡)

第10条 前条の支援決定を受けた利用者は、支援決定内容の変更又は中止を求める場合は、速やかに家庭生活支援員派遣変更申込書（第12号様式。以下「派遣変更申込書」という。）を提出するものとし、当該派遣日の前日（当該派遣日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の正午までに市へ連絡をしなければならない。

2 市長は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに支援員に連絡しなければならない。

3 市長は、第1項による派遣変更申込を受けた場合には、当該派遣変更申込の内容を確認の上、速やかに支援員の派遣変更等の要否を審査し、必要と認められる場合は、家庭生活支援員派遣変更決定通知書（第13号様式）を用いて当該利用者に通知するとともに、日常生活支援変更依頼書（第14号様式）を用いて支援員へ通知する。

(支援員派遣の停止又は対象世帯認定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対する支援員の派遣を停止又は対象世帯認定の取消しを決定することができる。

(1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正な手続きによりこの事業を利用したとき。

(3) 児童等が伝染病疾患を有するとき。

(4) 児童等が支援員等に著しい迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(5) この事業の目的に沿った適切な利用が行われていないと判断されるとき。

(6) 前各号に掲げるものの他やむを得ない事情によりこの事業の利用が困難になった

とき。

(家庭生活支援の期間及び時間)

第12条 支援の実施単位は次のとおりとする。

- (1) 生活援助は、1時間を基本単位とし、以降、1時間単位とする。
- (2) 子育て支援は、2時間を基本単位とし、以後、1時間単位とする。
- (3) 派遣等の日数及び時間は、原則として一家庭につき年間80時間以内とする。ただし、市長が真にやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲で期間を延長することができる。

2 支援時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 生活援助 派遣対象世帯の居宅で支援を開始したときから、支援を終了したときまで
- (2) 子育て支援 子を預かったときから、利用者へ子を帰したときまで
(支援員に対する手当)

第13条 市長は、支援員に対し、支援の内容に応じて別表1に定める手当を支給するものとする。

2 第10条第2項の連絡が派遣日前日(当該派遣日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までになかった場合で、支援を実施しなかったときは、市長は支援員に対し別表1に定める午前9時から午後6時までの間で子育て支援を児童1人として1時間利用した場合の手当を支給するものとする。

(支援完了報告書)

第14条 支援員は、第9条第2項若しくは第10条第3項により依頼を受けた支援を完了した後、支援対象世帯ごとの日常生活支援報告書(第15号様式)及び請求書(第16号様式)を作成し、市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による日常生活支援報告書を受領したときは、その内容を審査し、当該支援員に手当を支給するものとする。

(利用者負担金)

第15条 支援員の派遣等を受けた世帯は、別表2に定める費用を利用者負担金として、市長に支払わなければならない。

2 第10条第2項の連絡が派遣日前日(当該派遣日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の正午までに市長になかった場合、利用者は別表2に定める利用者が該当する世帯区分の午前9時から午後6時までの間で子育て支援を児童1人として1時間利用した場合の負担額を市長に支払うものとする。

(支援員の責務)

第16条 支援員は、その業務を行うに当たって、利用者の人権を尊重し、登録中又は登録終了後にかかわらず知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 支援員は、この要綱に定めるもののほか、何人に対しても事業に関する報酬を請求し

てはならない。

(関係機関との協力)

第17条 市長は、事業を行うに当たって、母子・父子自立支援員、ひとり親家庭福祉協力員、主任児童委員、民生委員・児童委員等との連絡を密にし、地域社会の理解と協力を得て、ひとり親家庭等の状況把握に努めなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)

別表1（第13条関係）

内容	派遣時間帯	児童数	単価（1時間あたり）	備考
生活援助	9:00～18:00	不問	1,000円	
	18:00～翌日 9:00		1,500円	
子育て支援	9:00～18:00	児童1人	900円	
		児童2人	900円×1.5	
		児童3人	900円×2	
		児童4人	900円×2.5	
		児童5人	900円×3	
	18:00～翌日 9:00	児童1人	1,000円	
		児童2人	1,000円×1.5	
		児童3人	1,000円×2	
		児童4人	1,000円×2.5	
		児童5人	1,000円×3	
	講習会会場等を利用する場合	不問	1,100円	
宿泊分		4,000円×児童数	22:00～翌日 5:00として適用	
生活援助 子育て支援	移動時間 (複数世帯支援時の移動時間として)	不問	1,500円	30分未満は0単位、 30分以上1時間未満は0.5単位、1時間以上は1単位

別表2（第15条関係）

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の課税世帯	70円	150円

※子育て支援については、

- ①2時間を基本単位とすることから、最低でも2時間分の利用者負担額とする。
- ②宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とする。
- ③児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。
- ④10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

第1号様式（第7条関係）

家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書

年 月 日

四日市市長

申請者氏名

印

ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣対象世帯として認定されたく申請します。なお、この申請にあたり、課税台帳、所得状況、家庭状況等について確認されることに同意します。

申請者の状況	住 所						
	連絡先	(電 話)	—	—			
		(携帯電話)	—	—			
	生年月日	(昭和・平成)	年	月	日	(歳)	(男・女)
	勤務先・就学先		所在地	(電話番号 — —)			
	家庭の状況	<input type="checkbox"/> 母子家庭 <input type="checkbox"/> 父子家庭 <input type="checkbox"/> 寡婦					
	世帯の区分	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯					
所得状況 (年金含む)	前年の所得額 (年所得) 円						
家族の状況	氏 名	続柄	性別	年齢	職業 (学校名等)	健康状況等 (手帳・アレルギー等)	備 考
		本人	/	/	/		
	(. . 生)						
	(. . 生)						
	(. . 生)						

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

家庭生活支援員派遣対象世帯認定通知書

年 月 日付けで申請のありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請について、適当と認め、家庭生活支援員派遣対象世帯に認定しましたので通知します。

登録者氏名	
登録者住所	
登録番号	
費用負担	四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱別表1による
備考	<p>1 家庭生活支援員の派遣を必要とするときは、家庭生活支援員派遣申込書によりお申込みください。</p> <p>2 毎年8月に世帯認定の見直しがあります。</p> <p>3 次の場合は、速やかに担当窓口まで申し出てください。</p> <p>①母子家庭、父子家庭、寡婦でなくなったとき。</p> <p>②住所又は氏名を変更したとき。</p> <p>③その他、家族の状況に変動が生じたとき。</p>

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

家庭生活支援員派遣対象世帯不承認通知書

年 月 日付で申請のありました、家庭生活支援員派遣対象世帯認定について審査した結果、貴世帯は当事業における家庭生活支援員派遣対象世帯とは認められませんでしたので、通知します。

不承認理由 :

第5号様式（第8条関係）

家庭生活支援員登録申請書

年 月 日

四日市市長

申請者氏名

印

ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員〔子育て支援・生活援助〕に登録したく申請します。また、私は四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第16条に規定される支援員の責務を遵守いたします。

氏 名	
生 年 月 日	(昭和・平成) 年 月 日生 (歳)
住 所	
連 絡 先	(電 話) — — (携帯電話) — —
職 業	
登録希望理由	
活動可能地域	
活動可能時間帯等	
資格保有状況 (ホームヘルパー、 子育て講習受講等)	※資格保有状況が証明できるものを添付すること
備考	

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

家庭生活支援員認定通知書

年 月 日付けで申請のありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員として適当と認め、家庭生活支援員登録名簿に登録しましたので通知します。

登録者氏名	
登録者住所	
登録番号	
連絡先	(電 話) — — (携帯電話) — —
活動可能地域	
活動可能時間帯等	
資格保有状況	
備考	1 家庭生活支援員派遣申込がありましたら、担当から地域や時間帯等条件が合う支援員にご連絡をさせていただきます。 2 次の場合は、速やかに担当窓口までご連絡ください。 ①住所又は氏名、連絡先を変更したとき。 ②支援できる内容（活動可能地域、時間帯等）に変動が生じたとき。

第8号様式（第9条関係）

家庭生活支援員派遣申込書

年 月 日

四日市市長

住所
 申込者 氏名 印
 電話番号

下記のとおり、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員を派遣くださいますよう申し込みます。

記

申込理由	
派遣期間	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	(合計) 日間 延べ 時間 (1時間未満は切り上げ)
日常生活支援の内容	<p>援助を受けたい場所 (申込者の自宅 ・ 支援員の居宅 ・ その他)</p> <p>支援を受ける者の数 (大人 人・子ども 人)</p> <p><input type="checkbox"/>子育て支援 (支援員の居宅等での子どもの預かり)</p> <p>① 乳幼児の保育 ② 児童の生活指導 (具体的な用務内容:)</p> <p><input type="checkbox"/>生活援助 (自宅に支援員を派遣)</p> <p>① 食事の世話 ② 住居の掃除 ③ 身の回りの世話 ④ 生活必需品等の買物 ⑤ 医療機関等との連絡 ⑥ その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容:)</p>

第9号様式（第9条関係）

家庭生活支援員派遣決定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

年 月 日付けで申し込みのありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣申込については、下記のとおり承認し、決定しましたので通知します。

記

派遣期間	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分																		
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分																		
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分																		
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分																		
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分																		

(合計) 日間 延べ 時間 (1時間未満は切り上げ)																			
日常生活支援の内容	援助を行う場所 (利用者の自宅・支援員の居宅・その他 ()) 支援を受ける者の数 (大人 人・子ども 人) <input type="checkbox"/> 子育て支援 (支援員の居宅等での子どもの預かり) ① 乳幼児の保育 ② 児童の生活指導 (具体的な用務内容:) <input type="checkbox"/> 生活援助 (利用者の自宅に支援員を派遣) ① 食事の世話 ② 住居の掃除 ③ 身の回りの世話 ④ 生活必需品等の買物 ⑤ 医療機関等との連絡 ⑥ その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容:)																		
利用者負担額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th></th> <th>単価</th> <th>時間数</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>生活援助</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>子育て支援</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計額</td> <td></td> </tr> </table>		単価	時間数	金額	備考	生活援助					子育て支援				合計額			
		単価	時間数	金額	備考														
	生活援助																		
	子育て支援																		
合計額																			
派遣する家庭生活支援員の氏名																			

第10号様式（第9条関係）

日常生活支援依頼書

年 月 日

家庭生活支援員 様

四日市市長 印

下記のとおり、ひとり親家庭等日常生活支援事業におけるひとり親家庭等への日常生活支援を依頼します。

記

1 日常生活支援を必要とするひとり親家庭等

住 所

氏 名

電話番号

2 支援内容

支援期間	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	(合計) 日間 延べ 時間 (1時間未満は切り上げ)
日常生活支援の内容	支援を行う場所 (利用者の自宅・支援員の居宅・その他 ()) 支援を受ける者の数 (大人 人・子ども 人) <input type="checkbox"/> 子育て支援 (支援員の居宅等での子どもの預かり) 具体的な用務内容： <input type="checkbox"/> 生活援助 (利用者の自宅に支援員を派遣) 具体的な用務内容：
その他参考事項	

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

家庭生活支援員派遣不承認通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

年 月 日付け申でし込みのありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣申込書について審査した結果、派遣が認められませんでしたので、通知します。

不承認理由 :

第12号様式（第10条関係）

家庭生活支援員派遣変更申込書

年 月 日

四日市市長

申込者 氏名

住所
印
電話

ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第10条に基づき、 年 月 日付第 号で決定した家庭生活支援員派遣について、その後の事情により変更したいので、下記のとおり変更していただきたく申し込みます。

当初の 派遣期間	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
変更申込 派遣期間	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
変更の理由	
備 考	

第13号様式（第10条関係）

家庭生活支援員派遣変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

年 月 日付け申し込みのありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣変更申込については、下記のとおり承認し、決定しましたので通知します。

記

変更 派遣期間	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分				
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分				
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分				
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分				
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分				

(合計)		日間	延べ	時間（1時間未満は切り上げ）	
利用者 負担額		単価	時間数	金額	備考
	生活援助				
	子育て支援				
	合計額				
派遣する家庭生活支援員の氏名					
備 考					

第14号様式（第10条関係）

日常生活支援変更依頼書

第 号
年 月 日

家庭生活支援員 様

四日市市長 印

下記のとおり、ひとり親家庭等日常生活支援事業における日常生活支援の変更を依頼します。

記

1 日常生活支援の変更を必要とするひとり親家庭等

住 所
氏 名
電話番号

2 支援内容

変更 支援期間	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	(合計) 日間 延べ 時間 (1時間未満は切り上げ)
日常生活 支援の内容	支援を行う場所 (利用者の自宅・支援員の居宅・その他 ()) 支援を受ける者の数 (大人 人・子ども 人) <input type="checkbox"/> 子育て支援 (支援員の居宅等での子どもの預かり) 具体的な用務内容： <input type="checkbox"/> 生活援助 (利用者の自宅に支援員を派遣) 具体的な用務内容：
その他参考事項	

第15号様式（第14条関係）

日常生活支援報告書

年 月 日

四日市市長

家庭生活支援員 氏名

印

下記のとおり、ひとり親家庭等への日常生活支援を行いましたので報告します。

記

利用者	氏 名		生年 月日	年 月 日生（ 歳）	
支援 の 状況	支援を行った年月日	時間帯		時間数	支援の内容及び児童数
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	時間	生活援助・ 子育て支援（ 名）	
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	時間	生活援助・ 子育て支援（ 名）	
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	時間	生活援助・ 子育て支援（ 名）	
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	時間	生活援助・ 子育て支援（ 名）	
	年 月 日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	時間	生活援助・ 子育て支援（ 名）	
	合計	計 時間（生活援助 時間、子育て支援 時間） ※（1時間未満は切り上げ）			
支援を行った場所	ひとり親家庭等の自宅・支援員の居宅・その他（ ）				

以上

支援を受けた 対象世帯記入欄	上記のとおり家庭生活支援員の派遣を受けました。 また、私の費用負担については、遅滞なく四日市市に支払います。 年 月 日 氏名 印
-------------------	---

請求書

四日市市長 宛

金 _____ 円也

但し、ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員として日常生活支援を行った手当として

支援対象者氏名： _____

請求対象： _____ 年 月 日付報告書分

(金額内訳)

1)生活援助

1時間を1単位とする。

ア 昼間（午前9時～午後6時まで）	1,000円 ×	単位＝	円
イ 夜間・早朝（午後6時～午前9時まで）	1,500円 ×	単位＝	円
小計①			円

2)子育て支援

1時間を1単位とする。

児童数1人は1倍、2人は1.5倍、3人は2倍、4人は2.5倍、5人は3倍とする。

ア 昼間（午前9時～午後6時まで）	900円 ×	単位 ×	倍＝	円
イ 講習会会場等での支援	1,100円 ×	単位	＝	円
ウ 夜間・早朝（午後6時～午前9時まで）	1,000円 ×	単位 ×	倍＝	円
エ 宿泊分4,000円	4,000円 ×	人＝		円
小計②				円

合計 (①+②) _____ 円

上記のとおり請求します。

年 月 日

家庭生活支援員 住所
氏名

印